
1 はじめに

(1) 国や地方公共団体などが事業を行うための官公需契約は、国民の税金によって賄われていますが、その規模や目的からみても国民経済の上で重要な意味をもっています。それだけに、その実施については特段の公正さと厳正さが求められています。

公共工事など官公需契約の締結に当たっては、原則として事業者間の競争によって受注者や受注価格が決められる制度が採られています。

公正で厳正な競争を実施する方法として「競争入札」によることとされ、同質の工事であれば入札価格の最も低い者と契約をするのが発注者にとって受注者を選ぶ最も公正な方法とされています。予算の適正な執行に資するという目的にもかなうのです。

(2) 「入札談合」は、公共工事や物品等の公共調達の入札に際して、入札参加者間で、あらかじめ、受注予定者を決め、受注予定者が受注できるよう協力し合って、競争を回避する行為であり、入札制度の根幹を否定し、税金の無駄遣いをきたす行為で、カルテル（不当な取引制限）の一形態として、独占禁止法に違反する最も悪質な行為の一つとされています。

(3) 入札談合により独占禁止法に違反すると、発注者からも含め、思いもよらない厳しい措置・処分が課されますし、社会的信用の失墜も招き、場合によっては企業の存亡に係わる重大な事態にもなりかねません。それを避けるためには、独占禁止法の基本的な考え方や入札談合が独占禁止法上どのような取扱いをされているか、また、入札談合で独占禁止法に違反した場合の措置・処分の内容を理解することで、独占禁止法を遵守し、入札談合に関与しないことが必要です。これを分かりやすく解説したのがこのテキストです。